


イオンモール成田での申告受付・相談日時

	所得税 確定申告等受付・相談
日にち	2/17 (月) ~ 3/17 (月) (土・日曜日、祝日を除く※3月2日(日)は実施)
時間	9:00 ~ 16:00
場所	イオンモール成田 2階 イオンホール <成田市ウイング土屋 24 >
<p>○申告書作成会場では、次の手続きなどは行っておりませんので、直接税務署へ行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続税の相談 ・国税の納付 ・納税証明書請求、発行・申告書の閲覧サービス ・開示請求 	

入場時のお願い

○9:00 ~ 10:00までは、立体駐車場3階の連絡通路を通り「2階C入口」から入ってください。

入場整理券はLINEアプリで事前に入手すると便利です!

○会場内の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配布状況に応じて、受付を早めに締め切る場合があります。

○入場整理券は、当日会場で配布するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。

LINEアプリでの事前発行では、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。

国税庁公式LINEアカウント▶



国民健康保険・後期高齢者医療保険の所得申告

問い合わせ先

- 国保年金課国保班 ☎ (93) 4083
- 国保年金課高齢者医療年金班 ☎ (93) 4085

○所得税や市民税・県民税の申告が必要のない人でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納税義務者は、世帯に属する加入者の所得や控除などの申告をしなければなりません。

○申告の内容は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置や、高額療養費の支給などの判定基準となります。申告がないと軽減措置などを受けることができなくなりますので、世帯に収入がなく申告されていない人がいる場合は、市民税・県民税の申告をするようにしましょう。

市税・保険料の納付には便利な口座振替がおすすめ!

☎・申込先 納税課 ☎ (93) 0434

口座振替は、指定口座から納期限の日に、自動的に引き落として納税する便利な仕組みです。納め忘れの心配や、金融機関などへ納付に出かける手間が省けます。一度申し込むと、翌年度以降も自動的に継続されます。

■口座振替できる市税など

- 固定資産税・都市計画税
- 市民税・県民税・森林環境税 (普通徴収)
- 国民健康保険税 (普通徴収)
- 軽自動車税 (種別割)
- 後期高齢者医療保険料 (普通徴収)
- 介護保険料 (普通徴収)

■申込方法

(1) キャッシュカードでの申込み

申込期限：振替開始希望納期限のおおむね2週間前まで

口座名義人本人が、キャッシュカード(対象金融機関のみ)と、本人確認ができるもの(運転免許証など)を持参。納税課、国保年金課、日吉台出張所で手続きが可能です。

※法人カード、代理カードなど利用できないカードがあります。

(2) 口座振替依頼書



申込期限：振替開始希望納期限のおおむね2か月前まで

口座振替依頼書(専用ハガキまたはA4サイズの申込書)に必要事項を記入・押印し提出してください。

詳しくは市公式ホームページをご覧ください。



成田税務署での作成済み申告書の受付

	所得税 作成済み確定申告書等の受付
※3月17日(月)までは税務署窓口では確定申告書の作成・相談はできません。 【イオンモール成田】を利用してください。	
日にち	2/3 (月) ~ (土・日曜日、祝日を除く)
時間	8:30 ~ 17:00
場所	成田税務署 1階 総合窓口 <成田市加良部 1-15 >
<p>■郵送提出の場合 封筒に住所・氏名を記入して、次の宛先に郵送してください。 〒286-8501 成田市加良部 1-15 成田税務署宛</p> 	

医療費控除を受けるためには

医療費控除または医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受ける人は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければなりません。

なお、領収書は提出を求められることがありますので、5年間保管する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付された医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです。)



国民年金保険料の納め忘れはありませんか?

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4085

納め忘れがあると、年金を受け取れないことがあります。

国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、思わぬ事故などにより障害が残ったときの障害基礎年金、生計を維持している人が亡くなったときの遺族基礎年金があります。保険料を納付期限(納付対象月の翌末日)までに支払っていないと、このような年金を受け取れないことがあります。

また、納付期限から2年間を経過すると保険料を納付することができなくなるため、将来、受給する老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合があります。

あなたや家族の年金を守るためにも、保険料は忘れずに納付しましょう。

保険料のお支払い

日本年金機構から送付される「納付書」で、金融機関・郵便局、またはお近くのコンビニエンスストアで支払うことができます。

コンビニで税務証明書が取得できます

☎ 課税課 ☎ (93) 0443

休日や夜間など市役所が開庁していないときでも取得できますので、ご利用ください。

■取得できる税務証明書

- 課税(非課税)証明書
- 所得証明書

■利用時間 6:30 ~ 23:00

※システムメンテナンス日を除く。

■手数料 300円

■利用できる人

- その年の1月1日に、富里市に住居登録がある
- 利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを持っている

※状況により利用できない場合があります。

詳しくは、市公式ホームページを確認するか、問い合わせてください。

